

平成 28 年度

児童虐待防止活動のまとめ



カムロちゃん

平成 29 年 9 月

佐倉市健康こども部児童青少年課

はじめに

平成28年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は12万件を超え、過去最多の件数でした。児童虐待に関する相談件数は年々増加傾向にあり、深刻な状況が続いております。

相談件数が増加した背景には、めまぐるしい社会状況の変化を背景に、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭での子育てが孤立しやすくなっている状況が伺えます。

また、悲惨な事件が報道され、制度改正や広報の強化等により、児童虐待という社会問題に関心を持つことにより、これまで気づかれなかった児童虐待が児童相談所につながるようになってきたことも理由のひとつと言えます。

児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

そこで、国は、平成28年5月に児童虐待への対策の強化を目的に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。佐倉市では、「児童虐待の発生予防」のために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を開設し、母子保健事業と児童虐待対策との連携を強化することで、虐待の発生予防に取り組んでおります。

今後も、各関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ここに、平成28年度における家庭児童相談や児童虐待防止等の取組状況をまとめました。現状をご理解いただくとともに、業務に関するマニュアル等も添付いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

平成29年9月

児童青少年課

目 次

1. 平成 28 年度健康こども部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容	1
2. 平成 28 年度家庭児童相談援助事業の実績	2
(1) 年間家庭児童相談援助実績	2
(2) 新規家庭児童相談受付状況	3
(3) 新規児童虐待相談受付状況	4
(4) 佐倉市相談件数年度推移	5
(5) 相談の状況	5
3. 児童虐待防止活動	6
(1) 児童虐待防止ネットワークによる会議	6
(2) 養育支援訪問事業	6
(3) 主催研修	7
(4) 啓発活動	8
(5) 他機関連携	9
4. 職員研修の状況	10
5. 今後の行政施策実施方針	11

資 料

○佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱	12
○佐倉市養育支援訪問事業実施要綱	14
○佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱	18
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱	21
○佐倉市児童虐待対応フローチャート	25
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク 実務者会議	26
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク（ケース検討会議）進行	30
○ケース検討会議記録用紙	31
○児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について	32
○ケース進捗管理マニュアルについて	38
○児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について	41
○統計分類	43
○児童記録票	44
○緊急度アセスメントシート	45
○リスクアセスメントシート	46
○家庭児童相談室のごあんない	47
○平成 16 年度・児童虐待防止に関する法改正	48
○児童虐待防止の充実・強化	49
○市町村の役割	50
○児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)	51
○児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容(抜粋)	52
○児童福祉法等の一部を改正する法律の概要	53
○学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)	55
○民法等の一部を改正する法律の概要	55
○佐倉市人口動態	56
○児童虐待にかかる主な関連相談窓口	57

1. 平成 28 年度健康こども部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容

(1) 健康こども部組織概要

健康こども部は、子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課の 4 課から組織されている。

【佐倉市健康こども部児童青少年課事務分掌抜粋】

- ・児童福祉法に基づく援護措置に関すること
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく援護措置に関すること
- ・児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンスの防止に関すること
- ・家庭児童相談及びその他児童家庭に関すること
- ・児童手当及び児童扶養手当に関すること
- ・ひとり親家庭等医療費の助成、福祉推進に関すること
- ・子ども医療費の給付に関すること
- ・青少年育成計画に関すること
- ・ヤングプラザ、青年館、青少年センターの管理に関すること
- ・青少年問題協議会、若者サポートステーション、青少年相談員、佐倉市青少年育成市民会議、子ども会育成連盟、ボーイスカウト・ガールスカウト、青年海外協力隊に関すること
- ・成人式に関すること

【相談体制等】

児童青少年課は、こども手当班・青少年育成班・家庭児童相談班の三班体制で業務を実施。課の職員は課長・正規職員 17 名、非常勤職員 5 名。家庭児童相談援助、虐待対応に関しては、家庭児童相談班が担当している。

○家庭児童相談班：7 名

- ・職員：5 名 班長（保育士）1 名、保健師 2 名、保育士 1 名、事務職 1 名
- ・家庭児童支援員（非常勤一般職/週 3 日勤務 2 名）：2 名

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(2) 相談援助事業の概要

【対象者】 0 歳～18 歳未満の児童及びその保護者。DV 被害者。

【相談援助日】 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土・日・祝日・夜間は、児童虐待等の通告のみ市役所で受付。）

【業務内容】

- ・すべての児童が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施する。
- ・児童虐待の未然防止及び通告や相談に応じ、ネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を実施する。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談に応じ、被害者の安全と自立支援を実施する。
- ・家庭を訪問し、相談や助言指導を実施する。
- ・児童虐待防止ネットワークの運営に関すること。
- ・その他家庭児童の福祉に関すること。

2. 平成 28 年度家庭児童相談援助事業の実績

(1) 年間家庭児童相談援助実績

(統計分類は市町村児童家庭相談援助指針に基づく)

① 相談全件数(実件数)

表 1

27 年度からの継続ケース	306 件	(うち、虐待ケース 130 件、42.5%)
28 年度 新規ケース(4~3 月)	435 件	(うち、虐待ケース 233 件、53.6%)
計	741 件	(うち、虐待ケース 363 件、49.0%)

② 地区別連携機関ケース数(重複あり)

表 2

地区	全ケース数	児童福祉施設等	民生・児童委員	保健センター	児童相談所	学校・指導課	生活保護	その他
佐倉	103	14	3	14	11	56	15	2
臼井	143	17	32	47	20	63	14	46
志津北	165	20	24	37	19	88	20	15
志津南	160	27	6	34	13	76	5	9
根郷	114	25	21	25	12	54	11	5
和田・弥富	8	3	2	0	0	4	0	2
千代田	26	4	2	2	0	7	0	11
不明	22	0	0	0	0	0	0	0
計	741	110	90	159	75	348	65	90
割合		14.8%	12.1%	21.5%	10.1%	47.0%	8.8%	12.1%

*児童福祉施設等—保育園、学童保育所、幼稚園 民生・児童委員—民生委員・児童委員、主任児童委員
保健センター—健康増進課保健師 生活保護—社会福祉課保護班生活保護ケースワーカー
その他—母子生活支援施設、学習支援・居場所団体、障害相談支援事業所、社会福祉協議会等

③ 地区別支援内容(重複あり)

表 3

地区	全ケース数	電話相談回数	面接相談回数	家庭訪問回数		関係機関調整
				実数	延数	
佐倉	103	651	317	42	115	1497
臼井	143	322	197	40	126	979
志津北	165	932	334	58	255	2375
志津南	160	725	222	51	170	1750
根郷	114	809	334	36	169	1923
和田・弥富	8	27	32	0	0	162
千代田	26	40	23	4	6	91
不明	22	18	1	0	0	19
計	741	3524	1460	231	841	8796

④ 相談件数におけるひとり親家庭数・保護者が外国人の家庭数

表 4

	全相談件数	ひとり親家庭数(割合)	保護者が外国人の家庭数
件数	741 件	276 件 (37.2%)	69 件 (9.3%)

* 保護者が外国人の家庭数は保護者両方が外国人、片方が外国人の家庭

⑤ 養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース

表 5

	全相談件数	養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース（割合）
件数	741 件	127 件（17.1%）

⑥ DV相談受付件数

表 6

新規DV相談件数	58 件
----------	------

※DV防止法による相談受付件数

⑦ 児童相談所との連携

表 7

送致（市から児童相談所へ移管するケース）	6 件
援助依頼（市が児童相談所に助言を得るケース）	5 件

※世帯数

⑧ 他市区町村との連携

表 8

他市区町村から佐倉市に移管・情報提供したケース	9 件
佐倉市から他市区町村に移管・情報提供したケース	19 件

※世帯数

（2）新規家庭児童相談受付状況

① 月別相談受付件数

表 9

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その 他の 相談	計
	児童 虐待	※ その他				性格 行動	不登 校	適正	育児・ しつけ		
4月	7	20	0	0	0	3	2	0	2	0	34
5月	24	14	0	0	0	2	0	0	1	0	41
6月	18	8	0	1	0	0	3	0	1	0	31
7月	28	12	0	0	0	0	1	0	0	0	41
8月	22	12	0	1	0	0	1	0	6	1	43
9月	20	13	0	2	0	2	3	0	5	0	45
10月	27	8	0	0	0	1	1	0	3	0	40
11月	12	12	0	0	0	1	0	0	2	1	28
12月	13	21	0	1	0	1	1	0	0	0	37
1月	21	13	0	0	0	0	0	0	0	0	34
2月	15	4	0	0	0	2	0	0	0	0	21
3月	26	11	0	0	0	2	1	0	0	0	40
計	233	148	0	5	0	14	13	0	20	2	435
割合	53.6%	34.0%	0%	1.1%	0%	3.2%	3.0%	0%	4.6%	0.5%	100%

※養護相談のその他—父母の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

② 年齢別受付件数

表 10

	0～3歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・その他	計
件数	78	73	151	75	58	435
割合	18.0%	16.8%	34.7%	17.2%	13.3%	100%

③ 相談経路

表 11

	家族 親戚	保健 センター	教委・学校 幼稚園	市福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福祉 施設	民生委員 児童委員	医療 機関	その他	計
件数	155	30	60	49	28	65	6	1	11	30	435
割合	35.6%	6.9%	13.8%	11.3%	6.4%	15.0%	1.4%	0.2%	2.5%	6.9%	100%

④ 処理区分

表 12

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所送致	その他	計
件数	67	301	2	4	61	435
割合	15.4%	69.2%	0.5%	0.9%	14.0%	100%

※助言指導は、概ね2～3回程度のかかわりで、ケースの支援が終了するもの。

※その他は、児童相談所の委嘱による調査の完了を含む。

(3) 新規児童虐待相談受付状況

① 被虐待者の相談種別

表 13

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	不 ^レ レト(保護の 怠慢・拒否)	計
件数	58	4	130	41	233
割合	24.9%	1.7%	55.8%	17.6%	100%

② 被虐待者の年齢

表 14

	0～3歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・ その他	計
件数	39	66	79	34	15	233
割合	16.7%	28.3%	34.0%	14.6%	6.4%	100%

③ 主な虐待者

表 15

	実父	実父以外 の父	実母	実母以外 の母	その他	計
件数	110	10	104	1	8	233
割合	47.3%	4.3%	44.6%	0.4%	3.4%	100%

④ 相談経路

表 16

	家族 親戚	保健 センター	教委・学校 幼稚園	市福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福祉 施設	民生委員 児童委員	医療 機関	その他	計
件数	61	15	39	6	19	60	4	1	2	26	233
割合	26.2%	6.4%	16.7%	2.6%	8.2%	25.7%	1.7%	0.4%	0.9%	11.2%	100%

(4) 佐倉市相談件数年度推移(平成20年～28年度)

表 17

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年間相談対応件数	469件	494件	549件	547件	649件	715件	741件
うち虐待件数	200件	233件	308件	319件	347件	317件	363件
児相への援助依頼・送致件数	14件	9件	13件	13件	11件	9件	11件
うち送致件数	8件	2件	6件	4件	3件	2件	6件

【参考】

○国・千葉県児童相談所における虐待相談対応件数の推移(※28年度は速報値) 表 18

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578
千葉県(千葉市を含む)	2,958	2,980	4,776	5,374	5,959	6,669	7,910
千葉県(千葉市を除く)	2,522	2,388	3,961	4,561	5,173	5,568	6,775

○虐待の種類別(対応件数) 表 19

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	それ外(保護の怠慢・拒否)	計
28年度	全国	31,927	1,622	63,187	25,842	122,578
	千葉県(千葉市は除く)	1,733 (26%)	94 (1%)	3,343 (49%)	1,605 (24%)	6,775 (100%)
27年度	全国	28,621	1,521	48,700	24,444	103,286
	千葉県(千葉市は除く)	1,383 (25%)	93 (2%)	2,651 (48%)	1,441 (25%)	5,568 (100%)

(5) 相談の状況

① 家庭児童相談全体の状況について

- ・28年度相談件数は、新規相談435件、27年度からの継続306件、合計741件であった。
- ・27年度相談件数715件から26件増加している。貧困、外国籍等複合的な生活上の困難を抱えるケースが増加している。

② 児童虐待新規ケース相談対応状況について

- ・28年度の児童虐待の新規受付件数は、233件だった。
- ・27年度の176件から57件増加している。
- ・家族・親戚、学校からの通告の割合が大きい。
- ・児童相談所からの通告の割合も大きい。その要因としては、DVで児童がいる家庭を警察が把握した場合、心理的虐待として児童相談所への通告が徹底され、児童相談所から市へ住民基本情報等の調査依頼が増加したためと考えられる。

3. 児童虐待防止活動

児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待防止活動を実施している。

(P. 12～37 要綱、フローチャート、実務者会議実施方針、通告手順、通告書)

(1) 児童虐待防止ネットワークによる会議

①代表者会議

平成 28 年度佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議「市民公開講座・シンポジウム」の開催

開催日時：平成 29 年 2 月 2 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

会 場：佐倉市民音楽ホール

内 容：「子どもたちを“消さない”ために～「助けて」の声なき声～」

講 師：松井 裕子氏（NHK 社会部記者）

出席者数：378 人

②実務者会議

関係機関の相互の連携を強化し、支援体制の充実を図るため、実務者会議を実施した。実務者会議の開催にあたり、各関係機関の代表者と抽出会議を行い、全ケースの支援経過・方法の確認を行った。

抽出会議	44 回
実務者会議	4 回
合計開催回数	48 回

抽出会議実施機関：主任児童委員、児童専門部会、子育て支援課、指導課、健康増進課

③ケース検討会議（随時）

要保護児童等の個別ケースに関わる機関及び今後関わる機関が参加し、早期介入、対応、役割分担など支援内容等を協議する。ケース情報の一元化を図るとともに、進捗状況、援助方法の変更、終結等についても協議する。

緊急受理会議	435 回
内部ケース検討会	243 回
個別ケース検討会	51 回
合計開催回数	729 回

(2) 養育支援訪問事業（要綱 P. 14 参照）

目 的：児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

内 容：①専門的支援：保健師、保育士等による、家庭内の育児に関する相談、指導等及び養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等

②育児支援ヘルパーの派遣：市が委託した家事又は育児に関する事業者による家事、育児支援

実績：①専門的支援： 11 世帯 143 回
②育児支援ヘルパーの派遣： 15 世帯 309 回

(3) 主催研修

合計開催回数	参加者総数
7 回	497 人

①事例検討研修会

目的：困難ケースについて具体的な対策の手法等のアドバイスを受けながら、関係機関職員も含め検討する。

日時：①平成 28 年 9 月 14 日(水) 午後 2 時から午後 4 時まで
②平成 29 年 3 月 7 日(火) 午後 2 時から午後 4 時まで

場所：佐倉市役所 会議室

講師：水鳥川 洋子 氏

内容：対応が困難なケースに対し、具体的な対応の手法

参加者：家庭児童相談対応職員及び相談員、母子保健担当職員、保育園担当職員
教育委員会学校教育担当職員、障害福祉担当職員 計 18 人

②民生委員・児童委員、主任児童委員対象児童虐待防止研修会

平成 28 年度佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議
「市民公開講座・シンポジウム」の開催

開催日時：平成 29 年 2 月 2 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

会場：佐倉市民音楽ホール

内容：「子どもたちを“消さない”ために～「助けて」の声なき声～」

講師：松井 裕子氏 (NHK 社会部記者)

出席者数：378 人

③関係者向け児童虐待防止研修会

a. 問題を持つ学齢期の子への支援

目的：困難を感じている子どもに対し、どのようにその子を捉え、子どもや親へ支援をどうすればよいか学び、関係職員の役割分担について資質の向上を図る。

日時：①平成 28 年 8 月 1 日(月) 午後 2 時から午後 4 時まで
②平成 28 年 10 月 13 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで
③平成 28 年 12 月 8 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで

会場：佐倉市役所 会議室

講師：NPO 法人ほっとすぺーす・つき 副理事長 中島 淳 氏

参加者：障害福祉課、健康増進課、子育て支援課、児童青少年課職員
教育委員会・学校、学童保育所、保育園・子育てコンシェルジュ
主任児童委員、学習支援ボランティア 計 72 人

b. 児童虐待における所属機関での早期発見と初期対応

目的：児童虐待発見のポイント、緊急性の判断。子ども、保護者への対応方法と通告について学ぶ

日時：平成28年11月7日(月) 午後2時から午後4時まで

会場：佐倉市役所 会議室

講師：千葉県中央児童相談所 職員

参加者：指導課、小・中学校・幼稚園養護教諭、保育園職員、学童保育所職員、児童青少年課職員 計29人

(4) 啓発活動

①佐倉市子育て講座

目的：子育て中の市民を対象に、子育ての不安感の解消と子育ての孤立防止、児童虐待の防止を目的とする

a. 7回講座

講師：児童青少年課職員（トレーナー資格者）

年月日	会場	参加人数	
		実	延
H28. 9. 16 ～H28. 12. 16	佐倉市ヤングプラザ	7人	39人

②講師派遣

目的：関係機関が児童虐待の対応について学ぶと共に、市民に対しても児童虐待防止活動について講義を行い、理解促進を図る。

講師：児童青少年課職員

年月日	内容	対象	参加人数
H28. 6. 7	怒鳴らない子育て講座入門	ファミリーサポートセンター提供 会員	9人
H28. 6. 22	佐倉市の児童・青少年の取り組みについて 児童虐待について	市民カレッジ2年生	100人
H28. 10. 22	地域の課題を考える ～乳幼児・少年期の課題～	コミュニティカレッジさくら	27人
H29. 1. 12	怒鳴らない子育て講座入門	ファミリーサポートセンター提供 会員	9人
計			145人

③児童虐待防止啓発活動

- ・市の広報紙「こうほう佐倉」及びホームページに児童虐待の通告や相談先を掲載し、虐待の早期発見に努めた。
- ・「児童虐待防止ポスター」や「家庭児童相談のご案内」を作成し市内の公共施設、学童保育所、医療機関、歯科医療機関、薬局に配布した。「家庭児童相談のご案内」を市内の小中学校、保育園、幼稚園の全家庭に配布した。
- ・11月の虐待防止強化月間には、国から配布されたポスター、リーフレット等を市内の関係機関に配布するとともに、ポスターを市内の自治会に依頼し掲示した。

(5) 他機関連携

- 平成 17 年施行の児童福祉法改正により児童虐待に関する相談・通告の一義的窓口が児童相談所から市町村に移った。平成 19 年 1 月に、従来の「佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱」を改廃し、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく要保護児童対策地域協議会として「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」を制定し、保健・福祉・教育等の関係機関に対し情報開示を求めると同時に、会議の内容について守秘義務を課しつつ情報交換が可能となった。
- DVを目撃させることは児童にも著しい心理的外傷を与えるため心理的虐待として定義されており、平成 19 年度からDV相談の所管を男女共同参画部門から変更し児童虐待と併せて対応。「佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク要綱」を制定した。平成 25 年度は「佐倉市家庭内等における暴力対策庁内連絡会議」において「家族間等暴力被害者窓口対応マニュアル」を作成した。平成 26 年度、27 年度は、関係職員へのマニュアル周知研修を行った。その後も継続して関係機関と連携しながら被害者支援に取り組んでいる。
- 相談件数は年々増加し、その内容も益々複雑で対応が難しくなっている。児童虐待やDVに限らず高齢者や障害者、外国人の課題解決が必要になる事例も増えている。対応にあたっては、各機関の専門性を最大限に活用するような適切な役割が必要である。そのために、各機関と積極的に関わり常に情報を集約、発信することに併せ、高齢者虐待防止ネットワーク、障害者虐待防止に関する法律に基づくネットワークとの連携が重要である。

4. 職員研修の状況

職員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し、知識・技術を深めた。

平成 28 年度 児童虐待防止にかかる研修会等職員参加状況

	年月日	研修内容	
1	H28.4.22	DV・児童虐待相談新任職員研修	
2	H28.5.9、17、 19、24、27	千葉県児童福祉司資格認定講習	千葉県社会福祉センター
3	H28.5.11、12	子どもの虹研修センター 10代の要保護・要支援児童	子どもの虹研修センター
4	H28.5.24	市町村 DV 対策担当課長及び担当者会議	成田市役所
5	H28.6.20	千葉県家庭児童相談室 研修	成田市役所
6	H28.6.24	DV・児童虐待相談新任職員研修Ⅱ	千葉県庁
7	H28.7.4	DV 職務担当者自立支援スキルアップ研修	千葉県教育会館
8	H28.7.11	千葉県母子生活支援施設部会 母子福祉研修会	青い鳥ホーム
9	H28.9.17、 11.12、 H29.2.12	在宅技術研修	神奈川県総合医療会館
10	H28.10.17～ 10.21	困難を有する子供・若者の相談業務に携わる公的機関職員研修	国立オリンピック記念青少年総合センター
11	H28.10.31	児童虐待防止対策担当管理職研修	千葉県庁
12	H28.11.18	千葉県家庭児童相談室研修	成田市役所
13	H29.1.12	千葉県子ども・若者支援協議会人材育成研修(第2回目)	千葉県教育会館

研修会等回数 13回

延べ参加日数 24日(職員21日・家庭児童相談員3日)

延べ参加人数 17人(職員14人・家庭児童相談員3人)

5. 今後の行政施策実施方針

① 虐待防止ネットワークの機能強化

既述のとおり、事例が複雑になると児童虐待またはDVの既存ネットワークの枠内に留まらない例もある。障害者虐待防止法の制定に伴い「佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク要綱」を廃止し、新たに「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」を設置し、児童、高齢者、障害者、DVの各虐待・暴力防止ネットワークを包含する形で相互に連携、協力できる仕組みを整備した。

② 母子保健との連携充実

平成21年4月の改正児童福祉法施行に伴い「乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)」事業が法定化された。育児不安の解消や支援に加え保護者の心身の状況および養育環境の把握と必要な支援を行うことについても、目的の一部として法律に位置づけられ、実施することとなった。これを機に乳児相談や各種健康診査等と併せ母子保健活動による育児支援を行うとともに、母子保健事業未利用者を把握し、必要に応じて養育支援訪問事業により、ハイリスクケースの早期支援に努める。また、平成28年4月から開設された「子育て世代包括支援センター」とも連携を図り妊娠期からのハイリスクケースの早期支援に努める。

③ 養育支援訪問事業の実施

児童青少年課が中心となり、関係機関からの情報等により把握した支援が必要な家庭に対して、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための支援の内容、期間、方向、支援者等について計画を策定し事業を実施する。

保健師や保育士などによる子どもの安全や発育状況の確認と保護者の育児不安軽減を目的とした専門的支援に加え、24年度から事業者に委託して対象家庭に育児支援ヘルパーの派遣を開始。集団に所属しない就学前児童や親が精神疾患で養育環境が不安定な児童に園庭開放への送迎、母親が長期入院し父親だけでは養育困難な家庭に保育園への送迎、家庭内での家事育児等の支援を実施した。今後も、臨時的な保育ニーズに的確に対応することにより虐待環境に陥る危険回避を図る。

④ ケース管理の徹底

児童相談所のみで所管するものを含む全ての事例について、市町村が進行管理を行うためケース管理が重要である。管理台帳を作成し定期的フォローを確認しつつ、児童相談所とも定期的に協議の場を設け状況を確認している。

個別のケースについては、小中学校や幼稚園、保育園との連携を強化し、月一回定期的に情報提供を受け、出欠および状況を把握し進行管理を行っている。

⑤ 児童虐待未然防止策への取り組み

近年、親の子育て力低下や子育ての伝承がなく、子育てに迷いがある親が見受けられる。そのような中、虐待の未然防止の観点から、自治体が親向けに子育てプログラムを展開する動きが全国的にみられるようになってきている。佐倉市では全国の児童相談所や自治体で扱われている「子育て講座」を採用し市民向けに7回講座を開催した。

佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱

(設置)

第1条 家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は、次の業務を行うものとする。

- (1) 家庭における児童の養育についての相談に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 家庭児童の訪問指導に関すること。
- (4) その他家庭児童の福祉に関すること。

(設備)

第3条 相談室は、相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。

(職員)

第4条 相談室には、次の職員を置くものとする。

- (1) 社会福祉主事 家庭児童福祉に関する技術が必要とする業務を行う者
- (2) 家庭児童相談員 家庭児童支援員に対する助言指導を行う者
- (3) 家庭児童支援員 家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする相談指導業務を行う者

(職員の資格)

第5条 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項第1号から第3号の2までのいずれかに該当する者
- (2) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者

2 家庭児童相談員は、児童福祉事業に5年以上従事した経験を有するものであって、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 保健師
- (6) 助産師
- (7) 看護師
- (8) 保育士
- (9) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (10) 前各号に準ずる者であって、必要な学識経験を有する者

3 家庭児童支援員は、前項各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

(運営)

第6条 相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定等に十分配慮するものとする。

2 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察、及び児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。

3 相談室は、地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 家庭児童相談員には、佐倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第31号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

佐倉市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握され、養育に係る支援（以下「支援」という。）が特に必要であると認められるものとして次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者であって、一般の子育て支援サービスその他の福祉サービスの利用だけでは十分な養育が困難で、かつ、事業の実施による効果が期待できると市が判断したものとする。

- (1) 若年、妊婦健診の受診が極端に少ない、望まない妊娠、疾病又は障がい等の理由により、妊娠期から継続的な支援を特に必要とする妊婦の属する家庭
- (2) 養育者又は児童の疾病等の問題によって、子育てに対して不安、孤立化のおそれのある家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な育児状況にある家庭等児童虐待のおそれのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な家庭
- (5) その他市長が特に事業支援を必要と認める家庭

(中核機関)

第3条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第25条の2第4項による要保護児童対策地域協議会（佐倉市児童虐待防止ネットワーク）中核機関である児童福祉担当課とする。

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 訪問支援の決定
- (2) 支援の目標及び内容の決定
- (3) 支援の進行管理
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 個別ケース検討会議の開催
- (6) 支援の終了決定
- (7) 訪問支援者に対する必要な研修の計画
- (8) その他支援のために必要な事項

(支援内容)

第4条 事業における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師、保育士等による、家庭内での育児に関する相談、指導等及び

養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等

- (2) 市長が委託した家事又は育児に関する事業者が派遣する者（以下「育児支援ヘルパー」という。）による別表に定める支援
- (3) その他市長が適当と認める支援

（支援者）

第5条 支援を行う者（以下「支援者」という。）は、児童福祉司たる資格を有する者並びにこれに準ずる保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士、家庭児童相談員及び必要な研修を修了した子育て経験者並びに育児支援ヘルパーとする。

（支援の期間）

第6条 支援の期間は、6か月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までは、育児支援ヘルパーを派遣しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（訪問時間）

第7条 育児支援ヘルパーの派遣に係る時間帯は、午前7時から午後8時までとする。

（支援計画の作成等）

第8条 市長は、第2条に該当するものについて中核機関を通じ養育状況等を調査し、必要に応じ第4条の支援を決定する。

- 2 前項の決定をするときは、中核機関は佐倉市児童虐待防止ネットワーク構成機関のうち、対象者に関係する機関の意見を聞き支援計画を策定するものとする。

（支援の方法）

第9条 第4条第1項第2号の支援を希望する者（前条に規定する者を含む。）は、養育支援家庭訪問事業利用申請書（別記様式第1号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けた際は前条に規定する調査を行い、支援の必要があると判断した際は前条第2項に規定する支援計画を作成の上、佐倉市養育支援家庭訪問事業利用決定通知書（別記様式第2号）により通知し、支援の必要のないと判断した家庭については、佐倉市養育支援家庭訪問事業却下通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（利用の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者としての要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者から佐倉市養育支援家庭訪問事業利用辞退届（別記様式第4号）の申し出

があったとき。

(3) その他市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、佐倉市養育支援訪問事業利用取消通知書（別記様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

(利用料)

第11条 事業に関する利用料は、無料とする。

(事業の確認)

第12条 育児支援ヘルパーによる家事及び育児支援を受けた者は、育児支援ヘルパーが持参した佐倉市養育支援訪問事業実施確認書兼活動報告書（別記様式第6号）に押印し、育児支援ヘルパーに手渡すものとする。

(業務受託業者の実績報告)

第13条 業務受託者は、毎月市長に実績を報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月29日決裁21佐児第904号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日決裁24佐児第108号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

別表

区 分	援助の内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備及び片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
2 育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ 児童福祉施設等への送迎 カ その他必要な育児援助

佐倉市養育支援家庭訪問事業の立案及び実施状況に関する調査

4. 記入日：平成 年 月 日 作成者 (所属)

1-1 養育者氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-2 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

1-2 養育者氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-3 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

2-1 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳) 2-4 児童氏名： 続柄： (生年月日) 年 月 日 (歳)

7 調査訪問結果

3 住所 連絡先TEL

5 項目 6. 養育支援が必要となりやすい要因の要約

1 発育・発達	6. 養育支援が必要となりやすい要因の要約
2 健康状態・身体症状	
3 情緒の安定性	
4 問題行動	
5 基本的な生活習慣	
6 関係性	
7 健康状態等	養育者 1
8 性格的傾向	養育者 2
9 日常的傾向	
10 養育能力等	
11 子どもへの思い・態度	
12 問題認識対処能力	
13 夫婦・家族関係	
14 家族形態の変化	
15 養育者との接触度	
16 きょうだい関係	
17 居住状況	
18 労働状況	
19 経済状況・経済基盤	
20 地域社会との関係	
21 妊娠・分娩状況	
22 児の出産状況	
23 養育者との分離歴	
24 養育者の年齢	
25 養育者の生育歴	

8 ジェノグラム & エコマップ

9 期待できる地域の人材や社会資源
1. 親類 2. 子どもの所属施設 3. 民生委員 4. ボランティア 5. その他

10 総合的所見・判断 (/)

※ 児童相談所への通告の必要性[なし・あり (/) 連絡]

11 養育支援計画と役割分担 支援計画 (/) 作成

支援目標	支援計画 (/) 作成			
	a. 支援の必要な部分	b. 何を行うか	c. 誰が行うか	d. どのような方法で
子どもへの支援				e. いつまでに
養育者への支援				f. 実施結果
養育環境への支援				g. 実施後の状況

佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面(以下「家庭等」という。)における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するため、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの連携)

第2条 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークは、次のネットワーク(以下「各ネットワーク」という。)で構成する。

(1) 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱(平成24年7月24日決裁18佐児第383号)

に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワーク(以下「佐倉市児童虐待防止ネットワーク」という。)

(2) 佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成24年7月24日決裁24佐高第632号)に基づく佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク

(3) 佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成24年7月24日決裁24佐障第354号)に基づく佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

2 各ネットワークは、個別の事例への対応に際し必要と認めるときは、他のネットワークに属する関係機関の協力を得ることができる。

3 前項の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に規定する被害者の保護及び自立支援について準用する。ただし、被害者が各ネットワークの所掌する対象に含まれないときは、各ネットワークが協力して対応するものとする。

(佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議)

第3条 この要綱の実効を確保するため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

2 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

(1) 家庭等における虐待、暴力の被害者等に対する被害防止に係る情報の収集及び意見の交換に関すること。

(2) 児童虐待防止に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する児童虐待を行った保護者、DV法に規定する配偶者への暴力を行った者、家庭内の弱者に暴力等を行った当該家庭内の者及び社会福祉施設等の生活場面においてこれらの行為に類似した行為を行った者の更生のための情報の収集及び意見の交換に関すること。

(3) 啓発活動に対する意見の交換に関すること。

3 ネットワーク会議は、別表に定める家庭等における虐待・暴力対策に係る機関、団体及び個人により構成し、市長が会長となる。

4 会長に事故ある時は、会長が指名した者がその職務を代理する。

5 ネットワーク会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

6 会長は、必要と認めるときは、専門的事項について識見を有する者、関係者又は関係職員に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 会議の庶務は、各ネットワークの所管課が共同で処理し、健康こども部児童青少年課が総括する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成24年7月24日24佐児第353号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

(佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱(平成15年5月1日決裁15佐人第9号)は、廃止する。

附 則 (平成25年12月18日決裁25佐児第789号)

この要綱は、平成26年1月3日から施行する

附 則 (平成27年3月6日決裁26佐児第1102号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

ネットワーク会議構成員

<p>団体・個人</p>	<p>佐倉市民生委員児童委員協議会 佐倉市母子保健推進部会 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会 印旛市郡医師会（佐倉地区） 印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 印旛地区保護司会（佐倉支部） 佐倉市校長会 佐倉市私立幼稚園協会 いんば中核地域生活支援センター その他会が必要と認める個人及び団体 佐倉市内地域包括支援センター 印旛郡市介護支援専門員協議会 障害者自立支援協議会（権利擁護部会） 佐倉市八街市酒々井町消防組合 その他会が必要と認める機関</p>
<p>国・県</p>	<p>千葉地方法務局佐倉支局 千葉県印旛健康福祉センター 千葉県女性サポートセンター 千葉県中央児童相談所 佐倉警察署 その他会が必要と認める機関</p>
<p>佐倉市</p>	<p>市長 教育長 健康こども部長 福祉部長 市民部長 その他会が必要と認めるもの</p>

佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワーク（以下「防止ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防止ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者（以下「要保護児童等」という。）の実態把握、早期発見及び保護又は支援に関すること。
 - ア 要保護児童
 - イ 要支援児童
 - ウ ア又はイの保護者
 - エ 特定妊婦
- (2) 要保護児童等に関する情報の交換並びに関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進についての協議に関すること。
- (3) 要保護児童等に対する支援策を推進するための広報、啓発及び研修の実施に関すること。
- (4) 法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業に関すること。
- (5) その他前条の設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 防止ネットワークは、別表に掲げる機関等をもって構成する。

(会議)

第4条 防止ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) ケース検討会議

2 前項の会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、防止ネットワークの適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

2 代表者会議は、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の会議に併せて開催し、市長が会議の議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は支援のための連絡調整、調査、検討及び事例研究等について協議する。

2 実務者会議は、定例的に開催するものとし、要保護児童対策調整機関の長が招集

する。

- 3 実務者会議は、関係機関等に所属する実務者が出席し、要保護児童対策調整機関の長が会議の議長となる。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、要保護児童等に関する早期介入、対応、役割分担等の個別支援内容について検討する。

- 2 ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関の長が招集する。
- 3 ケース検討会議は、当該事例に関わる機関及び今後関わる機関の担当者が出席し、要保護児童対策調整機関の長が指名した者が会議の議長となる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により市長が指定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、佐倉市健康こども部児童青少年課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 防止ネットワークの事務の総括に関すること。
 - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 調整機関は、養育支援訪問事業において、国の示すガイドラインに規定する「中核機関」を兼ねるものとする。
- 4 調整機関には、その業務を適切に行うため、法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものを置くものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 防止ネットワークは、法第25条の3の規定により、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 2 防止ネットワークの会議において知り得た個人情報は、法第25条の5の規定により正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防止ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
(佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱の廃止)
- 2 佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱(平成16年佐子第528号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

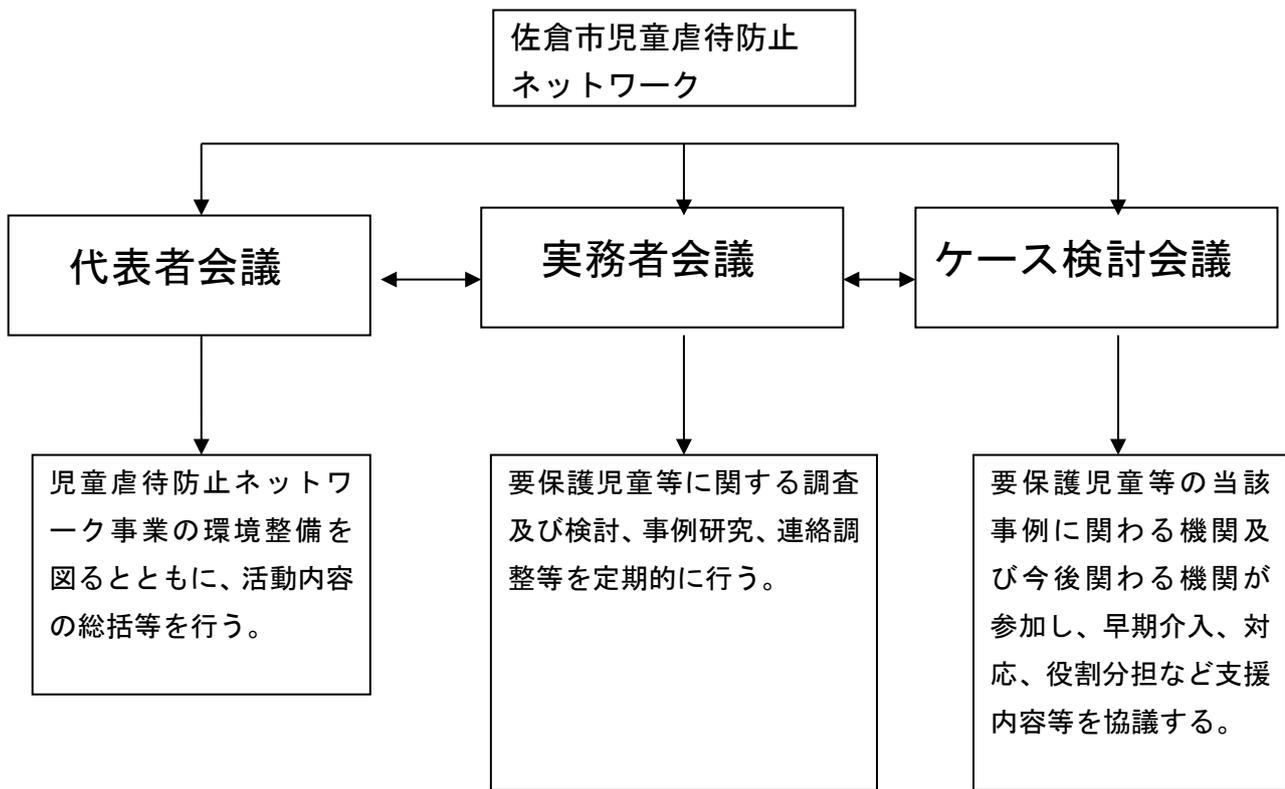
附 則(平成21年3月16日決裁佐児第659号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月24日決裁佐児第383号)
 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

別表

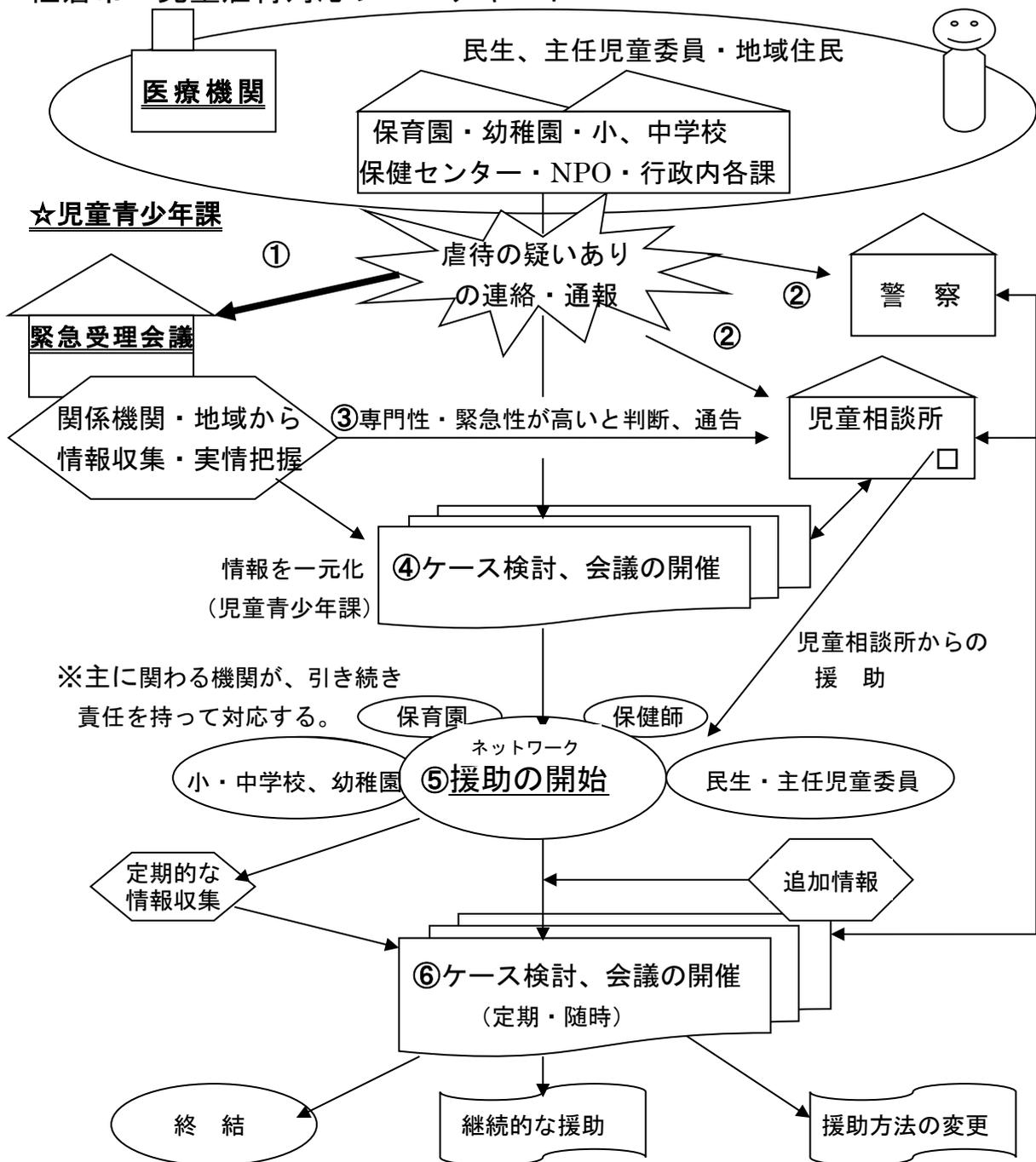
国又は地方公共団体の機関（法第25条の5第1号関係）	1 佐倉市（市民部、健康こども部、福祉部） 2 佐倉市教育委員会 3 千葉地方法務局佐倉支局 4 千葉県印旛健康福祉センター 5 千葉県女性サポートセンター 6 千葉県中央児童相談所 7 佐倉警察署 8 その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人（法第25条の5第2号関係）	1 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 2 社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 3 社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 4 その他市長が必要と認める法人
その他の者（法第25条の5第3号関係）	1 佐倉市民生委員・児童委員協議会 2 佐倉市母子保健連絡協議会 3 印旛地区保護司会（佐倉地区） 4 佐倉私立幼稚園協会 5 いんば中核地域生活支援センター 6 その他市長が必要と認める者



実務担当者

- ・ 児童相談所児童福祉司
- ・ 警察署生活安全課虐待担当
- ・ 医療機関関係者
- ・ 保健所精神保健福祉相談員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 指導課虐待担当
- ・ 生徒指導主任、生徒指導主事
- ・ 幼稚園・小中学校教諭
- ・ 自治人権推進課男女平等参画推進担当
- ・ 社会福祉課地域担当
- ・ 健康増進課保健師、看護師
- ・ 健康管理センター保健師
- ・ 西部保健センター保健師
- ・ 南部保健センター保健師
- ・ 保育園保育士、看護師
- ・ 児童センター保育士、児童インストラクター
- ・ 学童保育所保育士、児童インストラクター
- ・ 家庭児童相談員
- ・ 児童青少年課虐待担当・子育て支援課担当
- ・ 子育て支援にかかわる NPO
- ・ その他必要と認めるもの

佐倉市 児童虐待対応フローチャート



- ① 虐待の疑いがある場合、児童青少年課へ連絡・通報する。
行政内の施設、関係機関は情報を取りまとめ、担当課を通じて児童青少年課へ。
ケースは引き続き主に関わる部署が、責任を持って対応していく。
- ② 生命の危険など緊急性のある場合、直接児童相談所や警察へ相談・通告する。
- ③ 児童青少年課が中心となって受理会議を行い、専門性・緊急性が高いと判断した場合、児童相談所へ相談・通告・送致する。
- ④ 把握した情報をもとに、ケース検討、会議を行う。
- ⑤ 関係機関相互が連携を図りながら、支援・援助を開始する。
- ⑥ 継続して随時ケース検討を行い、支援・援助方法を評価し、方針に基づきすすめる。
※関係機関が相互に情報交換をしながら、児童青少年課で情報の一元化、進捗管理を行っていく。

* 民生委員児童委員・主任児童委員（児童専門部会）の役割

★ 民生委員児童委員・主任児童委員と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、地域の民生児童委員・主任児童委員と児童青少年課は、互いに情報を共有し協力して、ケースの支援を行うこととします。

★ 個人情報保護条例の適用について

ケースの情報は、必要最小限にとどめます。情報提供は、個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 記録用紙配布 児童青少年課 → 主任児童委員 → 地区担当民生児童委員
4月・7月・10月・1月の各地区民児協定例会で、児童青少年課で進行管理をしているケース（内地区民生児童委員の関わっているもの）に関する記録用紙を配付。
- ② 記録用紙回収 地区担当民生児童委員 → 主任児童委員
5月・8月・11月・2月の各地区民児協定例会で、記録用紙回収
- ③ 各地区ケース進行会議（各地区ケースの進捗管理）
5月・8月・11月・2月
各地区主任児童委員と児童青少年課地区担当：記録用紙を回収後、児童青少年課地区担当に連絡。地区のケースの進捗状況と支援方針の検討。主任児童委員は、検討結果を記録用紙に記入し、各地区民生児童委員に返却。支援方針を伝え、支援開始。
- ④ 児童専門部会議
5月・8月・11月・2月 第4週
各地区児童専門部から地区の状況報告
- ⑤ 実務者会議
5月・8月・11月・2月 第4週 金曜日
児童専門部は、会議に参加し必要時児童専門部としての意見を述べる。

*小・中学校、教育委員会の役割

★小・中学校、教育委員会と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月10日提出）

学校 → 児童青少年課 → 指導課

② 指導課・児童青少年課 ケース進行管理（5月・8月・11月・2月）

指導課・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケースの進捗状況と支援方針の検討

③ 実務者会議

5月・8月・11月・2月 第4週 金曜日

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（学校）が支援していくこととなります。ケースの状況が動いているときは、関わっている学校がその都度、児童青少年課へ報告します。

② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。

③ 情報 の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

＊保健センターの役割

★各保健センターと児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月10日提出）

児童青少年課→保健センター

② 保健センター・児童青少年課ケース進行管理会議（5月・8月・11月・2月）

保健センター・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケースの進捗情報と支援針の検討

③ 実務者会議

5月・8月・11月・2月 第4週 金曜日

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 乳幼児の安全を確保するために、主に関わる保健センターが支援していくこととなります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保健センターがその都度、児童青少年課へ報告します。

② 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

＊児童福祉施設・子育て支援課の役割

★児童福祉施設（保育園・学童保育所等）、子育て支援課と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月10日提出）

保育園→児童青少年課→子育て支援課

② 子育て支援課・児童青少年課 ケース進行会議（5月・8月・11月・2月）

子育て支援課・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケース進捗情報と支援方針の検討

③ 実務者会議

5月・8月・11月・2月 第4週 金曜日
会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（保育園・学童保育所）が支援していくこととなります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保育園がその都度、児童青少年課へ報告します。

② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。

③ 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

千葉県子ども虐待対応マニュアル p 22 参考

① 出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいかないの、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要です。

② 会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切です。

③ 事例の概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となりますが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらいます。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。)

④ 協議事項**1 事例に関する情報の共有**

ちょっと気になることでも気軽に確認することができるのが顔を合わせるよさでもあります。

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関がもつ情報を補足し、情報を共有します。事前に情報交換をしても、新たな情報が出てくる場合が多くあります。一つだけでは取るに足らない情報と思われても、いくつかの情報を合わせると意味を持つことがあります。

2 子どもや家庭の状況の整理（問題点の共通理解）

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を明確にします。

(☞地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシートの活用：書式編 p 3～8)

3 今後の対応方法の検討**★緊急性の判断**

事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。

(☞緊急度アセスメントシート・リスクアセスメントシートの活用：書式編 p 1～8)

★支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。

★役割分担

どの機関(だれ)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話し合いは進めません。「私(自機関)は、〇〇ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切です。

4 次回の会議実施予定時期及び事例進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、予め次回の会議実施予定時期を決めておきます。また、事例の進行管理責任者を決め、事例が各機関の隙間に落ちないようにします。事務局が事例の主対応機関のいずれかが担います。

⑤ 決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

ケース検討会議記録用紙

☆関係者からの現状報告をしていただきます。(関係者概要説明)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆課題の整理をいたします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【今後の方針と役割確認】

☆いつまでに、誰が、どのような方法で実施していくのか明らかにします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

本ケースで主体的に関わっていく機関は()です。

- ・ 連絡網の確認について()
- ・ 今後の会議日程の確認(月 日)です。

※ 情報の一元管理、進捗管理は児童青少年課が行います。ケースに関する動きや情報がありましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

※ ケース担当者() TEL直通 484-6263 (内線 2481・2484・2488)

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-保健行政用-

健康こども部児童青少年課

各保健センター等で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

① 地区担当保健師→所属長

別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。

経過記録については、保健衛生で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。

(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)

↓

② 健康増進課母子保健担当→健康増進課長

↓

③ 健康増進課母子保健担当から児童青少年課へ送付する。

↓

④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。

児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

⑤ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。

なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。

※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から地区担当保健師へつなぐケースについての手順

① 児童青少年課地区担当職員・相談員

↓

② 地区担当保健師へ

↓

③ 所属長

↓

④ 健康増進課保健推進班→健康増進課長

↓

⑤ 地区担当保健師・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について -教育委員会用-

佐倉市健康こども部児童青少年課

佐倉市立幼・小・中学校で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で虐待等を把握し、幼・小・中学校と連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 虐待等を発見した職員→当該幼・小・中学校長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等があれば、各園・学校で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)

↓

- ② 指導課担当へ→指導課長

↓

- ③ 指導課担当から児童青少年課へ送付

↓

- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関(幼・小・中学校)を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

- ⑤ 受理後の対応は、指導課及び児童青少年課が当該学校や各関係機関と連絡、調整を行い、児童青少年課がケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から幼・小・中学校へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員

↓

- ② 指導課担当へ→指導課長

↓

- ③ 当該幼・小・中学校長

↓

- ④ 当該園・学校担当職員、指導課担当及び児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-児童福祉施設行政用-

健康こども部児童青少年課

保育園、学童保育等児童福祉施設で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 児童福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等あれば児童福祉施設等で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)

↓

- ② 子育て支援課指導担当へ→子育て支援課長

↓

- ③ 子育て支援課指導担当から児童青少年課へ送付する。

↓

- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

- ⑤ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行なう。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から児童福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員

↓

- ② 児童福祉施設担当職員へ

↓

- ③ 当該施設長

↓

- ④ 子育て支援課指導班→子育て支援課長

↓

- ⑤ 児童福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

障害福祉施設等で、虐待や虐待が疑われるケースについては、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 障害福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
経過記録については、障害福祉施設で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)

↓

- ② 障害福祉課長

↓

- ③ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談担当で管理する。
児童青少年課子ども相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

- ④ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から障害福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員

↓

- ② 障害福祉施設担当職員へ

↓

- ③ 障害福祉施設長

↓

- ④ 障害福祉課長

↓

- ⑤ 障害福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

【児童青少年課】

【担当課： 】

【所属部署： 】

課長	班長	供覧

課長	班長	供覧

所属長	班長	供覧

子ども虐待相談・養育支援事業・通告書（虐待・養育支援 いずれかに○印）

※のついている欄は必ず記入してください。

日付	平成 年 月 日				
※子ども	ふりがな 氏名	(男・女)		生年月日	平成 年 月 日生 (歳 か月)
	住所				
	就学状況	学校 年 組[担任] 保育所・幼稚園			
虐待の 状況内容	○いつ頃から				
	○どこで ○ 誰が (主な虐待者)				
	○何を (身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)				
	○どのくらいの頻度で (ほぼ毎日 ・週 回程度・月 回程度)				
	※具体的な内容				
※情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から				
児童及び家族の状況 (予備調査を含めて確認)					
住居状況	独立家屋 集合住宅 (階)			連絡先	
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・就学状況
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など				
関わりの ある機関	福祉事務所：(生保：受給・その他手当等)、民生・児童委員、主任児童委員 保健センター (健診受診歴等) 病院 ()、警察、児童相談所 (一時保護歴・施設入所歴・指導中・他) その他 ()				
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など				
※通告者 通告機関 等	氏名・機関名				
	住所				
	連絡先	☎ (担当)			
	調査協力等	調査協力 (了・否) 当課からの連絡 (了・否) 通告者を虐待者に明かすこと (了・否) 通告を知らせている人 (無・有：虐待者・子ども・その他)			
児童青少年課記入欄					
受理会議 (実施日 月 日)					
備考	確認済事項 (住民票・乳幼児健診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況)				

佐倉市児童通告書

平成 年 月 日

様

所属機関

氏 名

電 話

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。(※不明な部分については記載不要)

子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	所 属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現 住 所			
	本籍 (国籍)			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	職 業		子どもとの関係	
	現 住 所			
通告理由 【虐待の状況・内容】 ●情報源(直接確認・人に聞いた・悲鳴や物音を聞いた・子どもの様子から・その他) ●いつ頃から _____ ●どこで _____ ●誰が(主な虐待者) _____ ●何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト) ●どの位の頻度(ほぼ毎日・週 回程度・月 回程度) (何時頃 朝 昼 夜) ●具体的な内容 <div style="text-align: right;">(裏へ続く)</div>				
記録者 _____ 印 ()				

佐倉市児童青少年課 484-6263

ケース進捗管理マニュアルについて

健康こども部児童青少年課

1. ケース検討と進捗管理一フローチャート・アセスメントシートに従いケース検討を実施する。

① 緊急受理会議（関係者から情報を収集）→ケース検討（各機関の役割を確認）→援助の開始→ケース援助の確認（但し、緊急時は本ルートでなくても可）

② ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ 家庭児童相談班での朝のミーティングや、月2回の連絡会議等で担当者間のケースの情報共有と一元管理を図る。
- ・ ケースの対応状況については、関わる機関から児童青少年課が報告を受け一元管理と進捗管理をしていく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において定期的にケース検討を実施し情報の一元管理と、進捗管理を図っていく。
- ・ 全体の管理は、実務者会議事前抽出会議にて3か月に1回チェックする。総合管理については、年2回(9・2月)児童青少年課内の検討会議で行う。

③ ケースの終了について

地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート(チェック表 別紙)から以下を確認する。

- ・ 子どもの状況が安定している。
- ・ 養育者の状況が落ち着いている。
- ・ 養育環境が落ち着いている。
- ・ 児の安全確認がとれている。
- ・ 現在の状況について、関係機関等の情報から安全が図られている。

○ 上記のアセスメントシート状況、関係機関のケースの状況や意見等により総合判断を行い、終了か否かを児童青少年課で決定し、終了のケースは年度末に関係機関に文書で報告する。

2. 児童相談所との連携について

- ・ 困難ケースについては、援助依頼、ケース送致等により対処する。
- ・ ケースの対応方針、進捗管理については定期的に検討会議を開催し把握する。

定期報告提出 様式

佐倉市児童虐待防止ネットワークからの依頼に基づく情報提供書

平成 年 月

学校 校長

記入担当者

(提出前に必ず長の決裁を受けてください)

No.	学年	性別	氏名	前月中の 欠席日数	欠席理由				長欠 該当	最終登校日	最終目視日 (家庭訪問等含)	備考(児の状況・家庭からの連絡等)
					病気	経済的理由	不登校	その他				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について

健康こども部児童青少年課

1. ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ ケースの対応状況について、かかわる機関から児童青少年課が報告を受け、ケース情報の一元化と進捗管理を児童青少年課で実施していく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において互いの情報を交換し共有をはかる。必要時は、ケース検討会議を実施する。

2. ケースの継続・終了の基準(考え方)

- ・ 年度末に、当該年度にかかわった全ケースを、以下の基準に基づきケース検討会議を開いて、継続または終了について児童青少年課が決定する。

【終了の基準】

☆地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート(チェック表別紙)から以下を確認する。

- ① 子どもの状況が安定している。
- ② 養育者が適切に養護している。
- ③ 養育環境が整っており、落ち着いている。
- ④ 児の安全確認がとれている。

・ 上記4点が確認されること。その他のアセスメントシート状況、実務者会議等のケース情報や関係者意見等により総合判断を行う。安全が確認され、今後も安全が確保されると判断した場合終了とする。

3. 終了としたケースの関係機関への連絡方法について

- ・ 終了すると決定したケースについては、実務者会議を実施している機関すべてに文書をもって報告する。(別紙)

事 務 連 絡
平成 年 月 日

施設長 様

児童青少年課長 ○○○○

佐倉市児童虐待防止ネットワークによる「ケース管理の変更」について（報告）

平素、子どもたちの安全を守るために、児童虐待防止ネットワークにご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、下記の児童につきましては、これまで「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」に基づきまして、情報の一元管理、ケースの進行管理を行って参りました。

この度、ケースの状況から児童の安全管理が図れると判断し、佐倉市児童虐待防止ネットワークの中での「ケース管理」を終了する予定ですのでお知らせいたします。ケースの終了の基準につきましては別紙のとおりといたしますのでご了解ください。

なお、ご意見などございましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

記

佐倉市児童虐待防止ネットワーク「ケース管理」を終了する児童

--

児童青少年課家庭児童相談班
TEL 484 — 6263

統計分類（市町村児童家庭相談援助指針に基づく）

経 路			種 別			処 理		
都道府県	児童相談所	ア	養護相談	児童虐待相談	a	面接指導	助言指導	1
	福祉事務所	イ		その他の相談	b		継続指導	2
	その他	ウ	保健相談		c		他機関あつせん	3
市町村	福祉事務所	エ	障害相談	肢体不自由相談	d	児童相談所送致		4
	保健センター	オ		視聴覚障害相談	e	知的障害者福祉司・社会福祉主事指導		5
	その他	カ		言語発達障害等相談	f	助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告		6
児指 童定 福医 祉療 施機 設関	保育所	キ		重症心身障害相談	g	その他		7
	児童福祉施設	ク		知的障害相談	h			
	指定医療機関	ケ		自閉症等相談	i			
警 察 等		コ		非行相談	く犯行為等相談	j		
医保 療健 機所 関・	保健所	サ	非行相談	触法行為等相談	k			
	医療機関	シ	育成相談	性格行動相談	l			
学 校 等	幼稚園	ス		不登校相談	m			
	学 校	セ		適性相談	n			
	教育委員会等	ソ		育児・しつけ相談	o			
里 親		タ	その他の相談		p			
児 童 委 員		チ						
家 族・親 戚		ツ						
近 隣・知 人		テ						
児 童 本 人		ト						
そ の 他		ナ						

様式 8

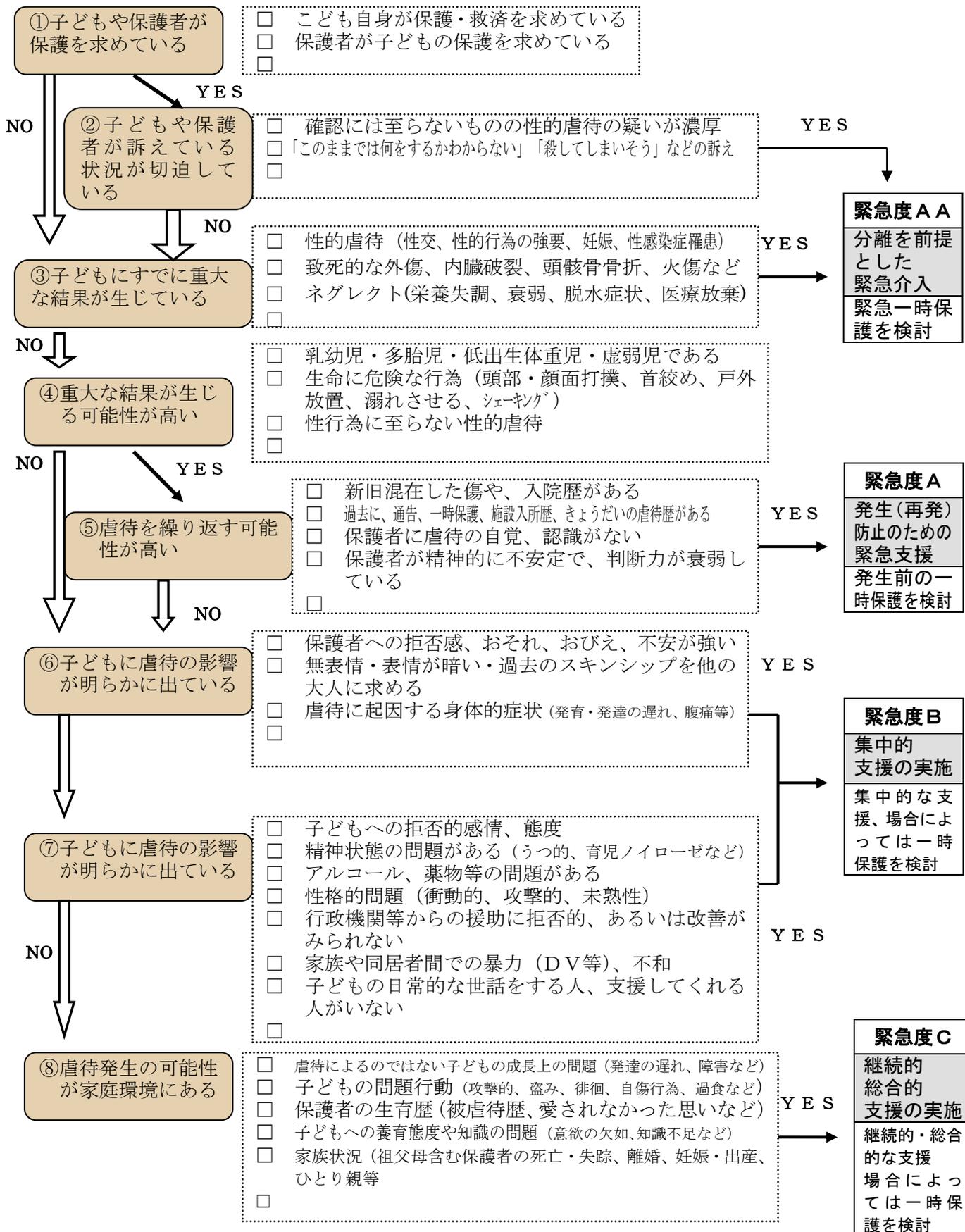
児童記録票 H 年 月 日 作成[記入者] H 年 月 日 加筆[記入者]

第 回受付		H 年 月 日 受理			ケース番号			種別					
子 ど も	ふりがな 氏名	男 女			生年月日等			S・H 年 月 日 () 歳 () か月					
	所属機関	保育園・幼稚園・学校			年 組 (担任 先生)			☎					
	本籍地												
	現住所等	☎ ☎											
相 談 者	氏名	(子どもとの関係)											
	連絡先												
	主訴												
家 族 同 居 ・ 縁 故 者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	就学・就労	児手	児扶	医助	生保	準保	民児	その他	
生活状況							【家族図】						
福祉サービス 利用状況													
その他 特記事項													
関 わ り 機 関	機 関 名		担 当 者		電 話			援 助 内 容					
統計分類	経路				種類別				処理				

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____

(作成日 年 月 日)



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にする。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成19年1月改訂版）を参考に作成

リスクアセスメントシート

(初回 ・ 回目)

ケース番号	—
氏名	

記入日	平成 年 月 日
担当	

虐待の種類 (主◎ 従○) 身体・性的・ネグレクト・心理
 子どもの年齢 (歳) 0～2歳・～5歳・6歳以上
 虐待者 右図 (主◎ 従○)

ジェノグラム

1. 虐待の程度 * (生命・重度：はい 中度：やや軽度：いいえ)					
生命 (頭部外傷のおそれ 乳幼児を投げる 逆さ吊り 布団蒸し 脱水 明らかな衰弱 乳幼児で医療受診させない 首を絞める 水につける 踏みつける 頭部を殴る)					
重度 (医療を必要とする外傷 打撲 目の外傷 火傷 幼児の打撲)					
中度 (慢性のあざや傷痕 噛み跡 生活環境不良で改善なし 放置)					
軽度 (跡が残らない暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト)					
		はい	やや	いいえ	不明
以下、該当項目と思われるもの全てを○で囲んでください。養育者は、家族の中で誰かが該当すれば○。					
把握	2 虐待の継続 *				繰り返す・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報				医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動	4 虐待歴				入院施設歴
	5 性的虐待 *				疑い・性病・妊娠
	6 養育者の被虐待歴				被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
家庭	7 家族問題				夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	8 経済問題				借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	9 生活環境				劣悪な住居環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	10 子どもを守る人なし *				同居人の中で日常的に子どもを危険から守る人がいない・危険なとき子の逃げ場がない
養育者	11 精神的状態				うつ的・精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	12 性格的問題				衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	13 アルコール・薬物 *				アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
	14 家事・育児能力 *				送迎ができない・障害のため能力低下
子ども	年齢 *				3歳未満
	15 身体の状態 *				低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体) 障害・持病・皮膚疾患
	16 精神の状態 *				笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	17 日常的世話の欠如				ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	18 問題行動				激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
養育状況・態度	19 意思・気持ち *				家に帰りがたらない・親の前で委縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
	20 子への感情・態度				子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす・ほめない 子どもに対する虐待事実の口止め・子どもの態度や行動を受け入れられない
	21 虐待自覚なし *				問題意識なし・体罰容認・しつけ主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト				ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲				意欲なし・改善意欲なし
	22 養育知識				若年親・知識不足・不適切・期待過剰
サポート	23 社会的サポート *				孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
	24 協力態度なし				機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし				調整改善効果期待できない
合計値			*合計		
*が保護決定を考える際に重要。また、はいが15以上なら保護の可能性が高くなる。なお、15はあくまでも目安であり、子どもの年齢や*の項目、その他の要因を勘案して保護を検討する必要がある。					

注) 加藤曜子氏の了解を得て、「要保護児童対策地域協議会 (市町村虐待防止ネットワーク) 個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」を改変して作成

家庭児童相談室の ごあんない



佐倉市家庭児童相談室

(健康こども部児童青少年課)
☎ 043-484-6263
平成27年4月作成

このような時は、いつでもご相談ください

- ★ 子育ての悩み、不安がある。イライラしたり、ノイローゼのようになってしまう。
- ★ 幼稚園、保育園、学校に行きたがらない、不登校・いじめなど。
- ★ 盗み、乱暴、家出、夜遊びなどの行動に困っている。
- ★ 子どもに落ち着きがない。
- ★ 子どもがかわいいと思えない。
- ★ 配偶者からの暴力で悩んでいる。
- ★ その他、子どもの養育全般に関すること。



家庭児童相談室の利用について

(相談日) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)
午前 8:30～午後 5:15
児童青少年課 043-484-6263

- ★ 費用は無料です。
- ★ 相談内容については、秘密が守られます。
- ★ 内容に応じ、児童相談所・学校・病院・保健センターなど関係機関と連携して相談をすすめています。
- ★ 相談は、本人・ご家族に限らず、どなたからでもお受けします。



家庭児童相談室とは・・・?

すべての子ども(18才未満)が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し相談に応じる身近な相談機関です。

相談室では、専門の相談員が、きめ細かくご相談に応じております。



いま、子どもたちを取り巻く環境は、複雑・多様化しています。このような環境の中で、子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、家庭の果たす役割は大変重要なものです。

子育てには、喜びや楽しさがたくさんあります。でも、戸惑いや大変なこともあるでしょう。

「こんなはずじゃなかった……」「どうしよう……」

そんな時、家庭児童相談室をご利用ください。



気にかかる親子がいたら、すぐにご連絡ください

- ★ 虐待されている子ども、虐待されているかもしれない子どもを発見したときは、すぐにご一報ください。
- ★ 虐待であるか、しつけであるか議論されますが、たとえしつけであっても、子どもの体や心を傷つけていないかで判断することが大切です。

[子ども相談 窓口案内]

相談・通報先	電話番号	相談時間
佐倉市家庭児童相談室 (児童青少年課)	043 (484) 6263	8:30～17:15 (月～金曜日)
中央児童相談所	043 (252) 1152	24時間
	043 (253) 4101	9:00～17:00 (月～金曜日)

平成16年度・児童虐待防止に関する法律改正

(1)児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

公布：平成16年4月14日 施行：平成16年10月1日

通告先に関する改正は平成17年4月1日

○目的の見直し

児童虐待が児童の人権侵害であることを明記。早期発見から自立支援まで。

○児童虐待の定義の見直し

同居人による虐待（保護者のネグレクト）や児童の目の前でのDV等も児童虐待である。

○国及び地方公共団体の責務の改正

○児童虐待に係る通告義務及び通告先の改正

虐待を受けたと思われる児童が通告義務の対象。通告先に市町村。

○警察署長に対する援助要請等

○面会・通信制限規定の整備

○児童虐待を受けた児童に対する支援

(2)児童福祉法の一部を改正する法律

公布：平成16年12月3日 施行：一部を除き平成17年4月1日

○児童相談に対する体制の充実

- ・児童相談に関し、市町村が担う役割を法律上明確化
- ・児童相談所の役割を要保護性の高い困難事例対応や、市町村に対する援助に重点化

○児童福祉施設、里親等の見直し

○要保護児童に関する司法関与の見直し

※平成15年度の児童福祉法改正において、市町村における子育て支援事業の法定化。

（施行：平成17年4月1日）→地域の実情に応じた体制の整備。コーディネイト。

(3)改正法施行後の地域が主体となった児童虐待防止体制について

○児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援まで切れ目のない支援

○次世代育成支援施策の展開及び児童福祉における市町村の役割強化

⇒児童相談所一極集中から多機関が連携したネットワーク型の支援システムへ

児童虐待防止の充実・強化

児童相談に関する体制の充実

都道府県と市町村の役割分担

(児童福祉法 10 条～第 12 条、第 25 条、第 25 条の 6～第 26 条等関係)

(1) 改正の基本的考え方

従来、児童福祉法においては、あらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増大している。

こうした幅広い相談すべてを児童相談所のもが受け止めることは必ずしも効果的でなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

● 今般の改正は、こうした状況を踏まえ、

①児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、

②都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例対応や市町村の後方支援に重点化し、

③さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど、司法関与の強化を行う、

等の措置を講じ、児童相談に関わる主体を増やすとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図るものである。

● まず、市町村が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第 10 条第 1 項各号）。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

※ 市町村は要保護児童の通告先としても追加された（児童福祉法第 25 条）。

市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル

I

市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口であり、子ども虐待対応ネットワークの中核としての役割が期待されています。17年4月から子ども虐待の通告受理機関となりました。

【子どもや家庭に対応する主な部署】

児童福祉主管課（家庭児童相談室）

子どもに関する総合的な施策の推進を行っています。保育所や放課後児童クラブへの入所手続きや児童手当や母子家庭等への手当などの申請窓口となっている場合が多いです。

また、家庭児童相談室を内設しているところもあり、社会福祉主事や家庭相談員が子どもや家庭に関する各種相談に応じています。

福祉サービスや子育て支援サービスを活用し、子ども虐待の発生予防から自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行うことができます。

母子保健主管課（保健センター）

妊産婦・新生児に関する様々な相談・訪問指導、乳幼児健康診査・子育てに関する教室等を行っています。

保健師は、看護師の資格も併せ持つ、保健・医療の専門職であり、通常区域を担当し、活動しています。

母子保健活動を通じて、子ども虐待の未然防止や専門性や訪問機能をいかし、継続的な支援を行うことができます。

情報の一元管理
ケースの進行管理

児童青少年課

福祉事務所（生活保護・各種福祉手当担当部署）

福祉事務所は、生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域の福祉を図るための機関です。生活保護の実施や各種福祉手当・制度の窓口であり、母子生活支援施設や助産施設への施設入所決定権限を持っています。

福祉サービスの提供による支援を行うとともに、窓口業務等で複数の家庭と接点をもつ機会があるため、子ども虐待の視点をもつことで、支援が必要な家庭を早期に発見することができます。

教育委員会

地域の青少年の健全育成ネットワークの中核的な役割を果たしています。

不登校等の教育相談事業を独自に行っているところもあります。

また、生涯学習や社会教育にも取り組んでおり、各種活動を通じて虐待問題の周知をはかることができます。

さらに、管轄する学校等に子ども虐待への理解を働きかけたり、関係機関との橋渡しの役割を担うことができます。

その他にも、人権施策担当課や広報関係の部署で子ども虐待について地域住民に周知したり、住民課や住宅課など福祉とは直接関係ない部署でも子ども虐待への理解をもって窓口業務にあたるなど、市町村全体で子ども虐待の問題に取り組んでいくことが大切です。

前回(平成 16 年)の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化を図る。

1. 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等は、虐待通告を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。
- 市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。
- 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- 従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。
- 立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。(30 万円以下→50 万円以下)

2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信を制限できるようにすること。
- 裁判所の承認を得て強制的な施設入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童のつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

4. その他

- 法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。
 - 国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととする。
 - 地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。
- など

平成 21 年 4 月 施行

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け

○以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

(既に補助金事業として行われていたものを第 2 種社会福祉事業として法的に位置づけたもの)

①乳児家庭全戸訪問事業 (※いわゆる生後 4 か月までの全戸訪問事業)

②養育支援訪問事業 (※いわゆる育児支援家庭訪問事業)

③地域子育て支援拠点事業

④一時預かり事業

○また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

(2) 里親制度の改正 (平成 21 年 1 月施行)

○養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研究を修めることとする等里親制度を見直す。

○都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成 21 年 4 月施行)

○要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者(※)を置く努力義務を課す。

※児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者。例としては

医師・社会福祉士・精神保健福祉士・指定施設における実務経験を有する心理学等専攻者・児童福祉司養成講習会修了者・保健師・助産師・看護師・保育士・教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者・児童福祉施設最低基準第 2 1 条第 3 項に規定する児童指導員、等

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化（平成 29 年 6 月 3 日施行）

- ①児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証されること等の権利を有することを明確化する。
- ②国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- ③国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- ④親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- ①市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- ②支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。（平成 28 年 10 月 1 日施行）
- ③国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。（平成 28 年 6 月 3 日施行）

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（①～③は平成 29 年 4 月 1 日施行、④⑤は平成 28 年 10 月 1 日施行）

- ①市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- ②市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- ③政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- ④都道府県は、児童相談所に①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれらに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援（①は平成 28 年 10 月 1 日施行、②～④平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ①親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- ②都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から自立支援までの一貫した里親支援を位置づける。

- ③養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置づける。
- ④自立支援ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)

平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0324 第 1 号)
関係機関と市町村、児童相談所の連携を一層強化するため、文部科学省及び厚生労働省で協議し「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成。指針に定められた市町村への情報提供の概要は以下のとおり。

1. 対象：要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」)にて進行管理し、当該機関に在籍する者
2. 内容及び頻度：概ね月一回、出欠状況、欠席理由、家庭からの連絡等
3. 手続き：事前に機関間で仕組みについて合意を得た上で、協議会から対象者を指定
4. 緊急時の対応：定期的な情報提供期日より前であっても、緊急時や連絡不能の場合は市に通告

民法等の一部を改正する法律の概要

平成 24 年 4 月施行

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2 年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設(民法)
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し(民法, 児童福祉法)
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化(児童福祉法)

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容(民法)
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定(児童福祉法)

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化(民法)
- 懲戒に関する規定の見直し(民法)
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法)
- その他、所要の規定の整備(民法, 児童福祉法, 家事審判法, 戸籍法等)

佐倉市人口動態(年齢別人口)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
0歳	1,274	1,203	1,214	1,150	1,180	1,141	1,169	1,148	1,150	996
1歳	1,294	1,353	1,258	1,311	1,224	1,243	1,217	1,265	1,200	1,182
2歳	1,270	1,321	1,392	1,311	1,364	1,258	1,268	1,277	1,290	1,240
3歳	1,396	1,301	1,376	1,461	1,336	1,399	1,284	1,310	1,299	1,293
4歳	1,416	1,439	1,338	1,398	1,467	1,353	1,415	1,301	1,313	1,325
5歳	1,421	1,443	1,451	1,360	1,428	1,491	1,366	1,444	1,321	1,315
6歳	1,494	1,458	1,465	1,488	1,370	1,431	1,495	1,397	1,442	1,336
7歳	1,499	1,509	1,463	1,470	1,496	1,378	1,436	1,519	1,396	1,445
8歳	1,502	1,503	1,507	1,476	1,477	1,504	1,379	1,476	1,529	1,404
9歳	1,529	1,526	1,519	1,519	1,486	1,490	1,508	1,397	1,490	1,540
10歳	1,565	1,529	1,529	1,528	1,525	1,490	1,495	1,528	1,402	1,508
11歳	1,583	1,581	1,538	1,547	1,521	1,522	1,502	1,528	1,540	1,406
12歳	1,518	1,592	1,588	1,551	1,555	1,523	1,522	1,522	1,534	1,552
13歳	1,650	1,523	1,611	1,591	1,567	1,559	1,533	1,542	1,537	1,541
14歳	1,563	1,668	1,531	1,621	1,592	1,568	1,563	1,556	1,559	1,539
合計	21,974	21,949	21,780	21,782	21,588	21,350	21,152	21,210	21,002	20,622
総人口	175,134	175,601	175,914	176,169	176,072	175,690	175,575	177,411	176,976	176,518
年少率	12.8%	12.6%	12.5%	12.5%	12.4%	12.4%	12.3%	12.0%	11.9%	11.7%

各年度3月末現在 住民基本台帳人口

児童虐待にかかる主な関連相談窓口

担当窓口	業 務 内 容	電話番号
市児童青少年課	児童虐待に関する通告、相談 家庭児童相談 DV相談 (児童虐待通告窓口 土・日・祝・夜間 484-1111)	043-484-6263
市教育委員会 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口	043-484-6185
市健康増進課	乳幼児の健診、育児相談、予防接種等 (健康管理センター 043-485-6711) (西部保健センター 043-463-4181) (南部保健センター 043-483-2812)	043-485-6711
市子育て支援課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口	043-484-6246
市社会福祉課	生活保護等経済的支援	043-484-6134
市障害福祉課	障がいをお持ちの方に関する相談	043-484-4164
ミウズ	女性のための相談	043-460-2580
地域生活支援センター レインボー	障がいをお持ちの方の福祉の地域相談窓口	043-463-1128
いんば中核地域生活支援センター「すけっと」	地域の福祉総合相談窓口	043-483-3718
佐倉警察署	児童虐待の緊急対応窓口 (生活安全課)	043-484-0110
印旛健康福祉センター	DV相談 精神、こころの相談	043-483-0711 043-483-1136
中央児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 (児童虐待相談・通告 24時間 043-252-1152)	043-253-4101
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待通報・児童相談等の受付	189
千葉県女性サポートセンター	DV相談(電話相談・24時間年中無休)	043-206-8002
千葉県警察少年センター	20歳未満の皆さん・親：非行等の相談 (北総地区少年センター 0476-23-1891)	0120-783-497
精神保健福祉センター	診療・電話相談 (月～金 9:00～18:30 祝日を除く)	043-263-3893
チャイルドライン千葉 子ども電話	18歳までの子どもがかける子ども専用電話 (月～木 16:00～21:00 祝日を除く)	043-204-1332
子どもの人権 110 番	児童虐待やいじめなどの子ども人権相談 (平日 8:30～17:00 祝日を除く)	0120-007-110
千葉地方法務局 佐倉支局	子ども人権相談 (月～金 10:00～16:00 祝日を除く)	043-484-1222 043-484-0220

平成 28 年度 児童虐待防止活動のまとめ

発行 平成 29 年 9 月
編集 佐倉市役所 健康こども部
児童青少年課 家庭児童相談班
〒285-8501
佐倉市海隣寺町 97 番地
電話 043-484-6263
